

内閣府大臣政務官

和田隆志様

東日本大震災津波被害に関する金融関連要望

平成 23 年 5 月 3 日

岩手県災害対策本部 本部長

岩手県知事

達増拓也

東日本大震災津波被害に関する金融関連要望

平成 23 年 3 月 11 日発生の大震災津波により、沿岸部の多くの事業者、とりわけ基幹産業である漁業をはじめとする水産業が壊滅的な被害を受け、また、内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面しております。

こうした中で、多くの被災者が事業への再建意欲に満ちており、県経済の復興に向け、県としても大変心強いものと考えているところです。

つきましては、災害復旧対策等に対する下記の金融関連事項について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 中小企業金融円滑化法の弾力的運用

国においては、先般、中小企業金融円滑化法の期限を来年 3 月末まで 1 年間延長し、金融機関が中小企業者の貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう期しているところですが、条件変更の内容については、金融機関の与信判断のもとで行われており、今回の大震災に関して、債務者の負担軽減が最大限に図られるか不透明であります。

このことから、返済期間の延長や条件変更などが十分に行われるよう法律の弾力的な運用をお願いします。

2 被災企業への支援策の拡充

多くの事業者が甚大な被害を受けていることから、早期の復旧・復興に向けて、既存債務の免除や債権買取りも含めた大胆な条件変更など、更に踏み込んだ積極的な取扱いが行われるようお願いします。

3 被災金融機関への支援

沿岸部においては、殆どの店舗が被災するとともに多くの取引先が被害を受けており、営業店舗等の復旧費用や不良債権への対応により、金融機関自身が大きな損害を被ることが予想されます。

他方、被災地域の一刻も早い経済復興には、地域経済の動向に精通し、企業の経済活動を融資や経営支援により支えている地域金融機関の役割が大変重要となっております。

このことから、国においては公的資金による支援も含め、被災金融機関の支援に万全を期していただくようお願いいたします。